

平成30年 2月臨時会

# 宮古地区広域行政組合議会会議録

平成30年 2月5日 開会

平成30年 2月5日 閉会

宮古地区広域行政組合



宮古地区広域行政組合告示第1号

平成30年2月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年1月29日

宮古地区広域行政組合  
管理者 宮古市長 山本正徳

- 1 期 日 平成30年2月5日（月）午後1時
- 2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場
- 3 付議事件
  - (1) 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
  - (2) 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - (3) 宮古地区広域行政組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例
  - (4) 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて



平成30年2月宮古地区広域行政組合議会臨時会

平成30年2月5日（月曜日）

午後1時開議

議事日程

諸報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第1号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について
- 日程第 4 議案第1号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第3号 宮古地区広域行政組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第4号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

出席議員（12名）

1番	合砂	丈司	君	2番	伊藤	清	君
3番	八重樫	龍介	君	4番	黒沢	一成	君
5番	佐々木	重勝	君	6番	古舘	章秀	君
7番	畠山	昌典	君	8番	畠山	拓雄	君
9番	落合	久三	君	10番	尾形	英明	君
12番	菊地	大	君	13番	竹花	邦彦	君

欠席議員（1名）

11番 阿部吉衛君

説明のための出席者

管理者	宮古市長	山本	正徳	君
副管理者	宮古市副市長	佐藤	廣昭	君
事務局長		飯岡	健志	君
総務課長		大久保	一吉	君
施設課長		鈴木	登志美	君
消防長		白鳥	定良	君
消防次長兼消防課長		沢田	達雄	君
総務課長		畠山		毅君
指令課長		和山	勝富	君

---

◎開 会

- 議長（竹花邦彦君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しましたので、これより平成30年2月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会をいたします。
- 

◎諸報告

- 議長（竹花邦彦君） 諸報告を行います。

議員派遣について報告をいたします。

宮古地区広域行政組合議会会議規則第44条の規定により、議員の派遣を決定をし、平成29年11月15日から11月17日まで、岩手県盛岡市、岩手県消防指令センター及び千葉県我孫子市、我孫子クリーンセンターに行政視察のため12名の議員を派遣をいたしました。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（竹花邦彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、7番、畠山昌典君、8番、畠山拓雄君を指名いたします。

---

◎会期の決定

- 議長（竹花邦彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について議会運営委員会で審議をした結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定をいたしました。

---

◎報告第1号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について

- 議長（竹花邦彦君） 日程第3、報告第1号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを報告いたします。

内容の説明を求めます。

飯岡事務局長。

- 事務局長（飯岡健志君） 報告の1-1ページをご覧ください。

報告第1号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてご報告いたします。岩手県市町村総合事務組合は、組織する団体の数の増減もしくは共同処理する事務の

変更または規約の変更については、組織する団体の協議により行うこととなっておりますが、その協議に際しましては、地方自治法第290条の規定により、各構成団体の議会の議決を経ることとなっております。

この議会の議決を経ることといたします事項の中で、組織する団体の変更及び共同処理する事務のうち、宮古地区広域行政組合に関わらない事務の変更に関することにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項となっているところでございます。

本報告は、議会から指定されております宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項として、専決処分書のとおり専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分した内容についてご説明をいたしますので、1－2ページ、専決処分書をお開き願います。

専決処分書として、平成30年3月31日をもって、紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くとともに、このことに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約に規定する共同処理をする団体から除かれる団体として紫波、稗貫衛生処理組合を加えることの協議に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものでございます。

専決処分した年月日は、平成30年1月30日でございます。

なお、次のページ以降に、岩手県市町村総合事務組合規約の変更に係る内容等を添付してございます。

報告の1－1ページにお戻りを願います。

報告の朗読は省略させていただきます。

平成30年2月5日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

以上、報告といたします。

○議長（竹花邦彦君） 説明が終わりました。

本件については、議会が委任をしている事項でございますが、何か質問がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） ないようですので、本件はこれで終わります。

---

◎議案第1号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

◎議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（竹花邦彦君） 日程第4、議案第1号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）及び日程第5、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）及び宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明をいたします。

議案集1-1ページをお開き願います。

議案第1号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条は歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,620万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,751万1,000円とするものでございます。

平成30年2月5日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

初めに、歳出からご説明いたしますが、各費目に計上しております給料、職員手当などの人件費の補正は、人事院勧告に伴う給与改定のほか、職員の採用、退職、異動及び支給実績見込みによるものでございます。

内容につきましては、給与費明細書に記載しておりますので、1-10ページをお開き願います。

1の一般職の（1）総括、比較の欄、給料が539万1,000円の減額、職員手当が674万7,000円の減額及び共済費が2,349万円の減額、合計で3,562万8,000円の減額が、今回の補正の主なものとなります。

それでは、改めまして歳出をご説明いたしますので、1-6、7ページにお戻りを願います。

なお、人件費に係る補正の説明は省略させていただきます。

2、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から3款衛生費、2項清掃費、3目埋立処分地施設費は、人件費に係る補正でございます。

4目し尿処理施設費は、人件費に係る補正のほか、19節負担金補助及び交付金2,000円の増額は、市町村職員健康福利機構負担金を職員の異動に伴い増額するものでございます。

6目リサイクル施設費は、人件費に係る補正でございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、人件費に係る補正のほか、1-8、9ページとなりますが、19節負担金補助及び交付金58万円の減額は、市町村職員健康福利機構負担金を職員の退職に伴い減額するものでございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、1-4、5ページにお戻り願います。

1、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金、補正額3,620万6,000円の減額は、歳出でご説明いたしました事項の増減額を踏まえ、1節総務を124万1,000円の減額、2節衛生を64万円の増額、3節消防を3,560万5,000円減額するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。

続きまして、議案集2-1ページをお開き願います。

議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、平成29年8月8日、人事院から国家公務員の給与等の改正について勧告がなされたことを踏まえ、先般、国会において関係改正法案が可決成立したことから、宮古地区広域行政組合におきましても、同様に国の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合及び通勤手当の支給限度額を改正しようとするものでございます。

第1条から順にご説明いたします。

初めに、本条例案第1条の表の1の改正でございますが、勤勉手当につきましては、一般職の平成29年12月の勤勉手当の支給割合を、現行の100分の85から100分の95に改めるとともに、再任用職員の平成29年12月の勤勉手当の支給割合を、現行の100分の40から100分の45に改め、公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、第1条の表の2の通勤手当の改正でございますが、2-1ページから2-2ページにかけてご覧願います。

第1号に規定する交通機関等利用者に係る支給限度額を、月額4万5,000円から5万5,000円に引き上げるとともに、運賃相当額が支給限度額を超えている場合の加算上限額を、月額5,000円から2万円に引き上げ、第2号に規定する交通用具使用者に係る支給限度額を、月額3万8,300円から3万5,000円に引き下げ、第3号に規定する交通機関等を利用し、かつ交通用具を使用する者に係る支給限度額を、月額4万5,000円から5万5,000円に引き上げるとともに、運賃相当額が支給限度額を超えている場合の加算上限額を、月額5,000円から2万円に引き上げようとするものであり、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

2-3ページをご覧願います。

別表第1は、行政職の給料表の改正でございます。

2-6ページをお開き願います。

別表第2は、消防職給料表の改正でございます。

これらの給料につきましては、平成29年4月1日に遡って適用しようとするものでございます。

2-10、11ページをお開き願います。

第2条についてご説明いたします。

初めに、期末手当につきましては、所要の整備を行うものでございます。

次に、勤勉手当につきましては、一般職の平成30年以降の6月及び12月の勤勉手当の支給割合をともに100分の90に改めるとともに、再任用職員の平成30年以降の6月及び12月の勤勉手当の支給割合をともに100分の42.5に改めるものでございます。

これらの手当につきましては、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

附則についてご説明いたします。

第1項及び第2項につきましては、第1条及び第2条のそれぞれの改正施行の期日等について定めたものでございます。

第3項は、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与の内払いとみなすとするものでございます。

第4項は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとするものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

平成30年2月5日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、人事院勧告の内容等に鑑み、一般職の職員の給料月額等を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

以上、平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）及び宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明をいたしました。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入及び歳出一括といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、議案書のページ数をおっしゃってから質疑に入るようお願いいたします。

質疑はございませんか。

黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 1－9ページなんですけれども、給与費の減額に比べて共済費の減額の割合が大きいんですけれども、ここはどうしてこのようなのか、説明をお願いします。

○議長（竹花邦彦君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） お答えいたします。

当初予算を計上するときになんですけれども、昨年10月の給料等を使いまして共済費の負担割合を計算をいたしました。その際に、10月ということだと、台風10号のときの時間外分が含まれておりまして、その分で標準報酬月額が結構高い率で作成されてしまったと。実際の支払いの中でいきますと、その台風10号のときの時間外の分というのは、現在のところございませんので、その分の差が出てしまったということで、実績でもって減額したという内容でございます。

○4番（黒沢一成君） 了解しました。

○議長（竹花邦彦君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(竹花邦彦君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(竹花邦彦君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(竹花邦彦君) ないようですので、これをもちまして質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(竹花邦彦君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(竹花邦彦君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決をされました。

議案第1号

平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,206千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,477,511千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月5日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	分担金及び負担金	3,145,674	△36,206	3,109,468	
	1 負担金	3,145,674	△36,206	3,109,468	
補正されなかった款項にかかる額		368,043		368,043	
** 歳 入 合 計 **		3,513,717	△36,206	3,477,511	

2 歳出

会 計		宮古地区広域行政組合一般会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
2	総務費	184,797	△1,241	183,556	
	1 総務管理費	184,427	△1,241	183,186	
3	衛生費	1,316,475	640	1,317,115	
	2 清掃費	1,316,465	640	1,317,105	
4	消防費	1,953,264	△35,605	1,917,659	
	1 消防費	1,953,264	△35,605	1,917,659	
補正されなかった款項にかかる額		59,181		59,181	
** 歳 出 合 計 **		3,513,717	△36,206	3,477,511	

---

◎議案第3号 宮古地区広域行政組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例

○議長（竹花邦彦君） 日程第6、議案第3号 宮古地区広域行政組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 議案集の3-1ページをお開き願います。

議案第3号 宮古地区広域行政組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、山田消防署庁舎の移転復旧に伴い、庁舎の位置について所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、条例案の内容についてご説明いたします。

宮古地区広域行政組合消防本部及び消防署の設置に関する条例第4条に規定する名称、宮古地区広域行政組合山田消防署の位置について、下閉伊郡山田町大沢第2地割1番地6を下閉伊郡山田町飯岡第1地割21番地4に改正しようとするものでございます。

次に、附則でございますが、条例の施行日を平成30年2月9日とするものでございます。

以上が条例案の主な内容でございますが、議案の朗読は省略させていただきます。

平成30年2月5日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、山田消防署の庁舎の移転復旧に伴い、庁舎の位置を変更しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 宮古地区広域行政組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

---

◎議案第4号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求める  
ことについて

○議長（竹花邦彦君） 日程第7、議案第4号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯岡事務局長。

○事務局長（飯岡健志君） 議案集4-1ページをお開き願います。

議案第4号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてご説明いたします。

本議案は、先ほど報告第1号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてとしてご報告いたしましたことと関連する議案でございます。

議案の内容は、平成30年3月31日をもって、紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴い、紫波、稗貫衛生処理組合に係る財産処分に関し定めることから、地方自治法第289条の規定により協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

平成30年2月5日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、平成30年3月31日をもって、紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴い、岩手県市町村総合事務組合の財産処分を行うことについて、関係団体と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（竹花邦彦君） これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 質疑はないようでありますので、これをもちまして質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについては原案どおり可決をされました。

---

◎閉 会

○議長（竹花邦彦君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成30年2月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会をいたします。

午後 1時29分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 竹 花 邦 彦

署 名 議 員 畠 山 昌 典

署 名 議 員 畠 山 拓 雄